

実施許諾

□ 概 要

特許を取得するには多大な経費と時間が必要ですが、苦勞して取得した特許も単に権利を確保しただけでは宝の持ち腐れになりかねません。大学が特許を取得しても、生産設備を保有してない等特許発明の実施を自ら行うことが出来ないため、大学としては、特許を企業等に譲渡（有償・無償）するか、もしくは、実施権を企業等に付与し企業等に事業化を任せることとなります。

研究の成果として生まれた発明が特許となり、この特許が企業等に活用されると大学が社会貢献することにもなります。そして、有償譲渡すなわち売却の場合は大学は代金を受け取ることが出来、実施権を付与した場合は、特許権者として実施企業からその対価として実施料（ロイヤリティー）を受け取ることが出来ますが、これには特許発明を実施する企業と実施許諾契約を締結する必要があります。

□実施権

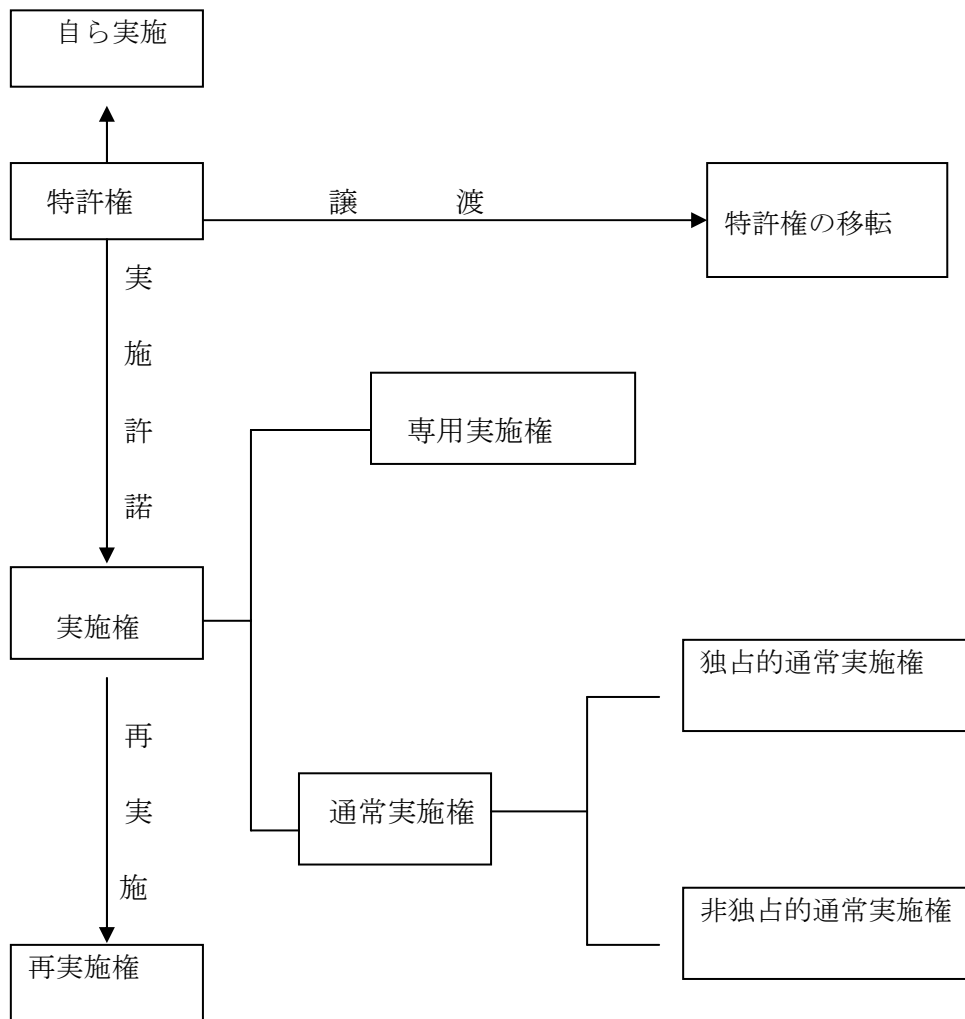
実施権とは、特許権者以外の者が特許発明を実施する権利を指しますが、実施権には、独占して特許発明を実施出来る専用実施権と、単に特許発明を実施出来る通常実施権の二つがあります。前者を第三者に与えると、特許権者も自己の発明の実施が出来なくなりますので注意が必要です。

□特許実施許諾契約

特許実施許諾契約書には、次のような事項を記載する必要があります。

- ・ 特許権等ライセンスの対象
- ・ 専用実施権・独占的通常実施権・非独占的通常実施権の別
- ・ ライセンスの内容（製造・使用・販売等）、期間、地域等ライセンスの範囲
- ・ ライセンスの対価
- ・ 特許権者と実施権者の義務
- ・ 契約の有効期間と紛争解決方法等

特許権の利用形態



□ 専用実施権と通常実施権

| | 専用実施権 | 通常実施権 |
|---------------|--|---|
| 特許権者 | 特許権者のみが専用実施権を与えることが出来る。 | 特許権者・専用実施権者のどちらも、通常実施権を与えることが出来る。 |
| 設定登録 | 効力を発生させる要件としては設定登録をすることが必要。 | 実施権者が設定登録をすれば第三者への対抗要件となりうる。 |
| 特許権者の自己実施権の留保 | 特許権者は自己実施権を留保出来ない。 | 特許権者は自己実施権を留保出来る。 |
| 既存実施権の存在 | 通常実施権を誰かに与えてた後に、専用実施権を新たに与えることは出来る。 | 特許権者は非独占的実施権の許諾であれば、更に同一範囲のいかなる種類の実施権をも許諾できる。 |
| 実施権の事後承諾 | 特許権者は事後、更に同一範囲のいかなる実施権をも許諾できない。 | 特許権者は事後、更に同一範囲のいかなる種類の実施権をも第三者に実施許諾できる。 |
| 再実施権 | 専用実施権を受けた実施権者が第三者に再実施権を与えるには、特許権者の承諾が必要。 | 特許権者および専用実施権者の承諾が必要。 |